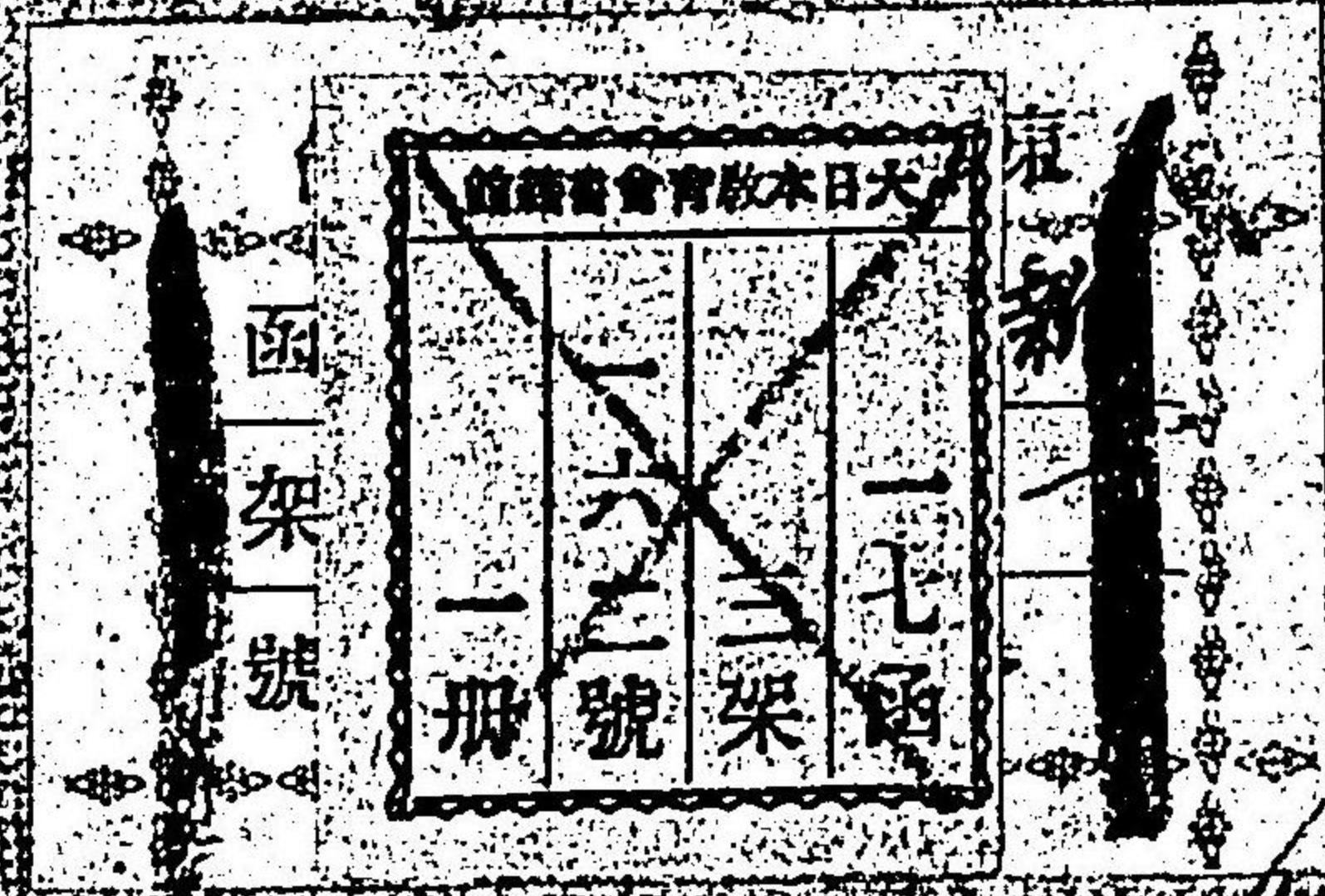


神教要旨略解  
完

特53

253



一  
本

014161-000-6

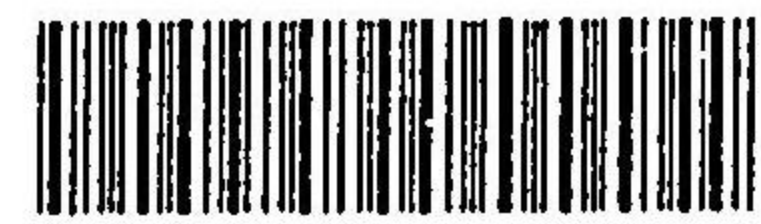
特56-253

神教要旨略解

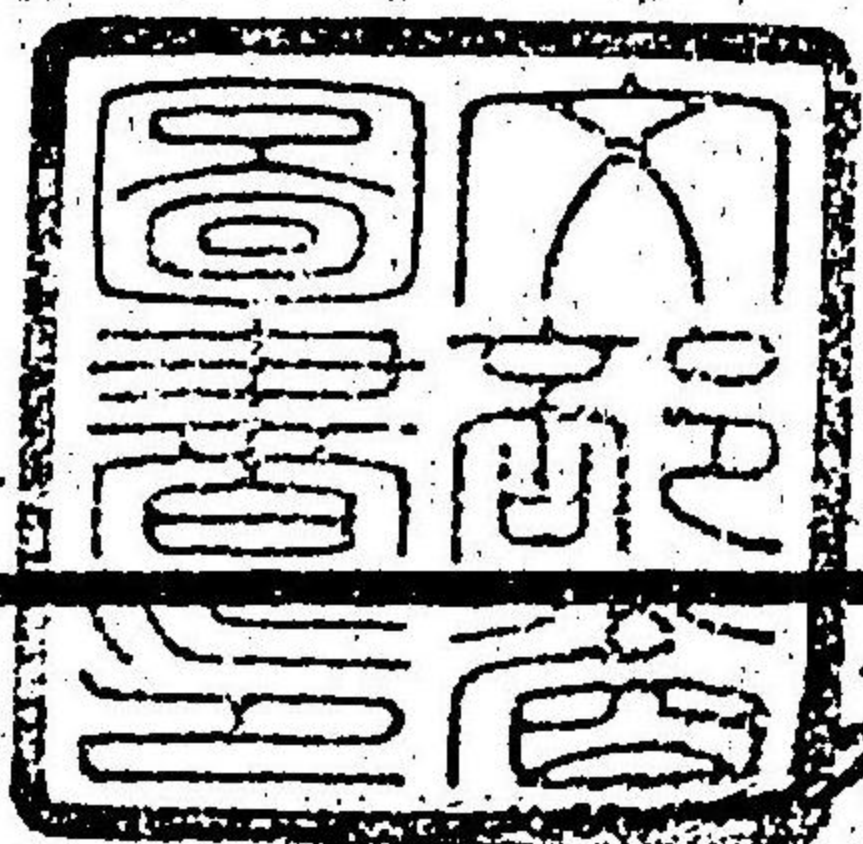
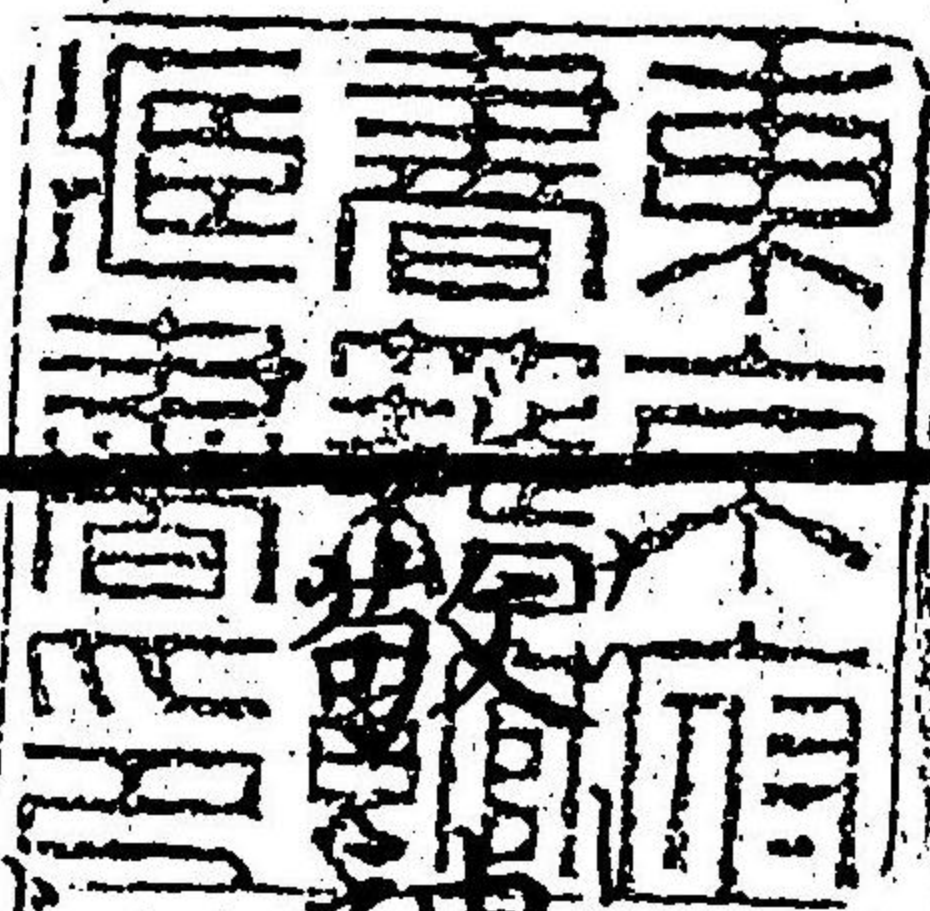
近衛 忠房/著

年号不明

ABB-0452



特56  
253



神教要旨畧解



一位大教正近衛忠房  
五位大教正千家尊福

明治八年文部省交付

謹撰

神祇を誠敬一祀典を崇重する

皇國の大道不刊の大典あり

神教要旨畧解

抑天祖の寶鏡を天忍穗耳尊あめのかきみみに授け給ふ事即萬世垂訓の始に  
して神影を仰ぎて祭祀を肅む  
可きを思ふめ遺體を望みて  
孝敬の盡すべきを感ぜむ天  
孫の降臨かづり方あたりて天兒屋命天

太玉命大政を補佐して祭祀を  
主る祭ハ即政まつりみく政まつりの行は  
るも亦教の成る所以ゆゑなり政  
教一致の事始て斯ごとく基するな  
り故ゆゑに方今政治の施行する處  
民を以て先其旨趣を體認遵奉

一 疑惑背戾なるのら一む陰事  
教の至要なる所ふ一て即政の  
速小行はる一所以ふり大祖靈  
時を鳥見の山ふ立て皇祖天神  
を祭り給ひ一よる歴朝先志を  
奉ト遺業を繼ぎ大嘗以下の諸

祭を舉げ以て祖宗の神明を崇  
奉敬祀一て邦家の安寧萬民の  
保全を禱り給ひ神明に依頼  
億兆を愛撫一給ふ事如此民を  
るもの各其分を顧み以て敬神  
の道を盡さずんば有る奇

其道を盡して神不敬事する  
多億兆を以て仰ぎて依る所を  
知らしめ安心覺悟して迷惑を  
する事なからむる所以あり夫  
迷惑して内不饒る所あまば人  
情支離背馳して歸向する處一

ず故不妄行は陷溺して分  
を守り職を竭き事能ハズ今世  
事の上ふ於て大なる危難災厄  
あましく之を免れむと為る小人  
力及び難く人事盡し難き者有  
り此時は方少てハ神明を祈り

冥助を受るの外有る處あらず  
神不倚托する上ハ心不於て惑  
ふ處ふ一故不死不至るの大不  
幸ありと雖も從容として懼る  
了所なく泰然不動あり一むる  
ハ仰ぐ處を覺一依る處を知ら

一むる不非きハ其惑を解其  
志を定むる事能はぬ猶詳なる  
事ハ下の目子就まて講究辨明  
す彦一

明倫

天地を經緯一億兆を綱紀する

ハ即倫理の昭明なる所以なり  
天祖齊鏡の教ハ父子の親を敦  
く為べきを示し寶祚の訓ハ君  
臣の義を明しふ為徳を論す  
爾來萬世君臣の大義父子の大  
倫猶一日の如く神訓の至重な

る國體の至嚴ある事仰ぐ可く  
尊む可き至明倫敬神もと岐  
して二項と為す蓋うらむ然り  
と雖も國體の關する所重大小  
して大綱小掲げ以て粲然分明  
ありしめざるを得ざるの要旨

也安万侶の古事記の序に設神

理以獎俗敷英風以弘國と云へ

も此二端の神教古より盛な

るを見る序

右神教之綱

右二端ハ神教の綱領なるも

のなり綱ハ綱の大繩より其

綱を引けば諸目悉く張ると

云ふ意なり綱ハ總括したる

名ふて目ハ其細節を云ふ

天祖者

天祖其徳一  
故舉天祖以概之

天神ハ開闢の三神を始め天地



を創造するの諸神を指す天神  
天祖俱も高天原あり不在あり其功德  
同トたげきバ天祖を掲あげテ天神  
の事を概知すべしをあり

天地之主宰照臨在上終古不易而  
萬物之所由生成也如下經一營國土蕃  
息人是也

伊邪那岐命天祖子御頸珠を賜  
ふ時の詔ふ汝命者所知高天原  
矣事依而賜也古事記子見え  
又書紀ふ此子光華明彩照徹六  
合之内とあるを見きバ天祖の  
日界を主として下土を照臨し給ふ

事明かたり其功德の大なり比  
た可きものなく實ふ天地の主  
宰あり終古ハ久也と有りて天  
祖の徳千萬世の久きも易る事  
なく上天小在て物とて其徳  
輝を被らざる事あり凡そ萬物

の生成蕃殖する事皆天祖の恩  
頼ふ非るハなり

人者萬物之靈而魂者神之所賦與  
人ハ萬物の靈あり其魂は即天  
神より賦與する處よりて一身  
の主宰たる者なり知覺思慮の

發出より四肢百骸の運用するも皆此靈河せざる故ふ人身中ふ於て此上も無き貴重なる者と知るは斯る靈奇の賜物神の恩頼なる事を遺きて昏蔽に附すはうらま

死則復歸其本所以死生不貳唯神

是頼也

死ハ生者の免むざる處より固より怪むべきふ非ず然りと雖も強弱壽夭の同トからざる感なき事を得ざ然きども神意

の命めいが、る所ところ前まえ小出こでたる如ごとく天てん  
祖その恩おん頼らい子こく生せい成せい一いつ神しん魂こんをを受う  
て活かつ動どうする者ものあきバ死しする時とき  
冬ふゆ必かならず又また其その本ほん原げん子こ復かへ歸かへするなり  
故ゆゑ子こ魂たまひハ上あ王まて天てん一いつ歸かへ一いつ躰たい  
冬ふゆ止とどまて地ち小化こけすものものと知しる

一いつ祭まつり祀いを歎なげて感かん格かく有あるハ即すなはち  
魂たまひの歸かへ着つ安やす定ぢやうする處ところあるを徵しるし  
すべきべきな生せい死しの理こと神しん明めい小依よ  
頼らいする事こと如ごとく此こゝ何なにを疑ぎ貳にを生せいぜ  
む

産土神うぶつちのかみ又また分司ぶんし其地神そのぢのかみ徳とく一いつ體たい不ふ可か

以たふ不あ崇あ也ま

産土神ハ郷里村落ニ鎮祭して

土人世々冥福を禱ふ神あり又

氏神と云ひて古ハ各其氏の祖

先を齋さ祭り事も有る一ふ

今ハ其を混トて祭り識別すべ

かりざる者多し然れど古ハ皆

其土地を分配し司り給ふ神ふ

して其土の創業又祖宗たるふ

ひと故ふ何きの地ふても神

の功德同一體ありて感格ある

事亦自ら同一理あり最敬祭崇

奉<sup>かう</sup>して冥<sup>めい</sup>護<sup>ご</sup>を祈<sup>いの</sup>る<sup>る</sup>修<sup>しゆ</sup>まなり

夫<sup>これ</sup>事<sup>こと</sup>神<sup>かみ</sup>之<sup>の</sup>道<sup>みち</sup>至<sup>いた</sup>誠<sup>まこと</sup>為<sup>な</sup>本<sup>もと</sup>至<sup>いた</sup>誠<sup>まこと</sup>盡<sup>つく</sup>其<sup>その</sup>道<sup>みち</sup>

斯<sup>こゝろ</sup>神<sup>かみ</sup>歆<sup>う</sup>之<sup>を</sup>

誠<sup>まこと</sup>ハ真<sup>まこと</sup>實<sup>じつ</sup>無<sup>な</sup>妄<sup>まが</sup>不<sup>な</sup>事<sup>こと</sup>之<sup>の</sup>所<sup>ところ</sup>謂<sup>い</sup>

真<sup>まこと</sup>心<sup>こころ</sup>不<sup>な</sup>至<sup>いた</sup>神<sup>かみ</sup>事<sup>こと</sup>之<sup>の</sup>道<sup>みち</sup>他<sup>ほか</sup>事<sup>こと</sup>あ<sup>あ</sup>る

不<sup>な</sup>非<sup>たが</sup>す唯<sup>ただ</sup>誠<sup>まこと</sup>の至<sup>いた</sup>極<sup>たぎ</sup>りて一<sup>ひと</sup>毫<sup>ごう</sup>

の偽<sup>いつはり</sup>至<sup>いた</sup>無<sup>な</sup>きを以<sup>もつ</sup>て本<sup>もと</sup>とす<sup>す</sup>る

カ神<sup>かみ</sup>ハ聰<sup>あや</sup>明<sup>めい</sup>正<sup>せい</sup>直<sup>ちく</sup>よ一<sup>ひと</sup>なる

者<sup>もの</sup>なり儀<sup>ぎ</sup>容<sup>よう</sup>不<sup>な</sup>敬<sup>けい</sup>肅<sup>しゆ</sup>を以<sup>もつ</sup>て

雖<sup>いふ</sup>も心<sup>こころ</sup>至<sup>いた</sup>誠<sup>まこと</sup>あらざば却<sup>かへ</sup>て其<sup>その</sup>

褻<sup>せつ</sup>瀆<sup>とく</sup>を幽<sup>ゆう</sup>冥<sup>めい</sup>不<sup>な</sup>罰<sup>ばつ</sup>一<sup>ひと</sup>給<sup>たま</sup>ふべし神<sup>かみ</sup>

鹽<sup>えん</sup>豈<sup>あに</sup>欺<sup>あま</sup>くべしや慎<sup>ちん</sup>まばん

有る處うらす至誠の神を感動  
して靈驗あり事古より其例  
證少からず歎ハ神の感トて受  
け給ふ事を云ふ

善惡之應幽明匪証

幽ハ幽冥明ハ顯明あり顯明ハ

即今天皇の治め給ふ御世を云

ふ幽冥を大國主神の隱而將治

幽事とのたまひたる幽界を云

ふ兼良公の纂疏ハ人為惡於顯

明之地則帝王誅之為惡於幽冥

之中則鬼神罰之為善獲福亦同

之神事則冥府之事也と有る説

得て説明ふりと云ふ可

報本反始豈可忽乎

上文不有る如く人たる者皆神

之恩頼みて体を具し魂を備へ

たる其原由を温ぬまハ即天神

不出て一民も神胤ニ非るハ無

し故不其子孫たる者孰も追感

敬孝の念なるらむや今行ふ慶

ハ祖先の遺業を以て飽食暖衣

する所以ハ祖宗の遺澤を承る

不非るハ是を要する不悉



く皆神明の賜あり故に恒常崇  
敬の誠を盡して以て神恩の深  
きを念ひ又事業を修めて以て  
祖徳の厚きを忘るべからず是  
則本報い始不反るの義あり  
忽ゆるぎ不ゆるぎす愆とがあら交まじ

右敬神之目

君臣父子夫婦兄弟朋友五者彛倫  
也ゆるぎ不可ゆるぎ以ゆるぎ不正也ゆるぎ

人の品類を分別するは此五者  
の倫とが不ゆるぎ過すぐ可べからざる人の常とが不  
行たがふ處ところの道みち亦また此五倫の外ほかに在あ

るべのらぢ其道を正こする者  
を倫理を教ると云ふ高札の人  
たる者五倫の道を正しく其  
事と揭示せらるる是なり  
其教の詳ふる事ハ猶典籍に就  
まて講究を盡し

忠信以盡其性

忠信ハ五常實理の發出する者  
と有る是を拆てバ忠ハ心中を  
盡して實ふる事信ハ言の口より  
出でて是非相背らざる事なり  
性ハ天神の賦する所愚夫愚婦

と雖も倫理五常を存せざるは  
無一故小其固有の善性を盡さ  
しめ忠信の實理を行はしめむ  
となり

力行以効其職此所以明倫也

職ハ事業よて人の必勤む可也

事あり上天皇より下庶人小至  
るあがく各職とある所あり四海  
小君臨して億兆を統御し給ふ  
ハ天職よりて天降以来萬世一  
君の掌に給ふ所あり其他皆臣  
職よりして上ハ官省より下ハ農

商ふ至る迄其職ハ異ふりと雖も其事ハ皆朝廷の用ニ非ざる無一冗て職ハ専らならざれば功舉らず故ハ他の事故ハ關涉せず己の分を守り力行して以て其職業を致し遊手徒食の民

たる事勿きは是明倫中最重大の目として建國の大體ふり以上行ふ所皆倫理を昭明ふる所を以て云ふなり

右明倫之目

謹按日本書紀天照大神手持

寶鏡授天忍穗耳尊而祝之曰

吾兒視此寶鏡當猶視吾可與

同牀共殿以為齋鏡

天祖の寶鏡を授け給ふ詔

上子も云へる如く敬神の

教の由て出る所の本なり

既小敬神の大教天祖の大

御言小定あり父子の親自

ら厚くして祭祀の義自ら

重んずるを得て天忍穗

耳尊將小降臨し給むと為

る時天照大御神御手づの

り寶鏡を授け給ひて曰給  
はく吾兒此寶鏡を視る事  
猶吾を視るが如くなる  
一故に此寶鏡と牀を同く  
一殿を共し一常不傍を離  
きず齋ひ祭るべしとあり

此大訓ハ獨天忍穗耳尊の  
みありず御世御世の天皇  
其寶鏡中ふ仰ぎ見給ふ所  
の御影ハ即天祖の遺體  
ましきて千万世の後も  
猶天祖を視給ふ如くなる

バ追感誠おひかんまこと小已こゝろ可べらら也  
列皇れつこうの誠敬まことけいを盡つく一祭祀さいしを  
重おもんど給たまふ所以ゆゑんなり其他ほか  
百行ひゃくぎょう萬善まんぜん皆みな此こゝ不由よ王わうて出い  
づ故ゆゑ不ま禁えん秘御抄ひみよしょう開卷かいせん第一だいいち  
小曰こいふく凡禁中おんきんちゆうの作法さくは先神せんじん

事後じご他事たじ旦暮敬神たんぼけいじん之の獻慮けんりょ  
無懈怠むけだと有あり此他例こゝたれい證しん枚まい  
舉あぐべうらず寶鏡ほうきやう八咫やた  
鏡かみあて三種神器さんしゆじんぎの一ひとなり  
又勅皇孫またつひまみまのひまみま曰葦原千五百秋之あしはらちひいひちあきの  
瑞穂國みづほのくに是吾子孫わがみまのひまみま可王之地也かみまのち

宜爾皇孫就而治焉行矣寶祚

之隆當與天壤無窮者矣

皇孫ハ天津彦々火瓊々杵

尊ふ至葦原千五百秋之瑞

穗國ハ皇國の古號ふ言

ハ此國ハ吾子孫の世々ふ

王たるべき地あり爾皇孫

自ら其土小就天下を治

勢よ今よ至行けや天位の

隆盛なる事天地と共小窮

至なるを至此建國

の大基礎よして君臣の大



義是於て定る爾來神胤  
一系世々三種の神器を奉  
トて萬姓の上小君臨し給  
ふ其萬姓の臣庶ハ即往古  
羣神の胤由りて分る所  
なり其本源ハ悉く皆天神

小出で皇祖天降の時既小  
君とふ王臣とれき參其情  
ハ即父子の親小して其義  
ハ即君臣の分あり然るハ  
敬神明倫の神教悉く神代  
小胚胎して萬世國教の大

綱たる事誠小昭著ふ里

至哉神訓莫以尚焉故今揭示

綱目使天下萬姓知所適從而

以事一人以報神明之洪德也

右二條の神訓至き里盡せ

少と云ふ彦一此大教の要

領子一て二大綱の因て出

る所あり後世又何を以て

之不加へむや故小今其大

綱條目を掲げ示一天下の

萬民を一て今日適從する

所の方嚮ハ顯一てハ一

人の天皇に奉事し幽ふ  
てハ神明の洪大なる靈徳  
小報い奉るべき事なるを  
知らしむるなり民たる者  
勉励せむん有る可なり  
交

神教要旨畧解終

官版

不許翻刻

御用御書物師

日本橋南壹丁目  
北畠茂兵衛

